教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第５２号　岩国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第５３号　岩国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

以上２議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第５７号　令和５年度岩国市一般会計補正予算（第３号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第　１号　軽度・中等度難聴者等に対する補聴器の購入等に対する補助の対象を全ての年齢に拡大することを求める請願

本件は、慎重審査の結果、その趣旨妥当と認め、採択すべきものと決し、会議規則第１３７条第２項の規定により、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第５７号　令和５年度岩国市一般会計補正予算（第３号）についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

教育費の教育諸費の学校指導費の特別支援教育支援員配置事業に関し、

委員中から、事業概要について質疑があり、

当局から、「県教育委員会の加配教員の一部が凍結されるとともに、中学２・３年生において３８人学級が実施されたことにより、本市の加配教員が小・中学校合せて３０人減少している状況を受け、特別支援教育支援員を１５人増員することで、きめ細かな指導体制を充実させ、学級運営の安定を図ることを目的としたものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、３０人の減少に対して増員が１５人であることの根拠について質疑があり、

当局から、「まず、特別支援教育支援員の配置は、加配凍結等に伴い、授業を正規の教員１人で行うことを前提として、学級の中で困難を抱える児童の支援を行うために実施するものである。また、特別支援教育支援員は、通常学級と特別支援学級のどちらの支援もできることとなっている。以上のことから、具体的には、通常学級で特別な教育的支援を求めている児童のために１０人、特別支援学級の中でも特に支援が必要な児童のために５人の配置を検討している」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「特別支援教育支援員の配置について、１校当たり２人以上の配置をしている県内他市があるのに対し、本市においてはこの度の１５人を追加しても１校当たり１．２４人にしかならない。配置数を倍増する考えはないか」との質疑があ

り、
当局から、「まずは１５人を配置し、今後の現場の状況や県の加配の状況等を確認しながら進めてまいりたい」との答弁がありました。
これを受けて、委員中から、採用に際して、看護師資格等の採用基準を設ける予定及び支援員に対する研修の実施についての質疑があり、
当局から、「専門人材の確保が困難なことから資格を求める予定はないが、応募者の人物像などをよく見極めながら採用を実施していくとともに、研修については各学校に配属されている特別支援教育支援員のリーダーの指導の下、支援員のスキルアップを図っている」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、軽度・中等度難聴者等に対する補聴器の購入等に対する補助の対象を全ての年齢に拡大することを求める請願の審査におきまして、
委員中から、請願の内容が実現された場合の補助の対象人数及び予算規模について質疑があり、
当局から、「令和５年４月１日現在の本市の人口から、既に補助制度がある１８歳未満の人口を除き、また、総人口のおおむね１０％が難聴者であるという調査結果を参考にすると、本市には１８歳以上の難聴者が１万１，０２４人程度存在すると推察される。そこから、１８歳以上の聴覚障害者手帳所持者４０５人を除いた１万６１９人程度が現在、補助対象となっていない軽度・中等度難聴者であると考えられる。
予算規模について、市の補助上限額を３万円と仮定した場合、仮に購入希望者が１割であれば１，０００人程度となり、予算規模としては３，２００万円程度、購入希望者が２割であれば２，０００人程度となり、予算規模としては６，４００万円程度となるものと思われる」との答弁がありました。

本件は、慎重審査の結果、その趣旨妥当と認め、採択すべきものと決し、会議規則第１３７条第２項の規定により、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。